

平成26年10月23日

環境大臣 望月義夫 様

福島県大熊町長 渡辺利綱

福島県双葉町長 伊澤史朗

中間貯蔵施設に係る申入れについて

大熊町・双葉町に対しては、両町の面積のそれぞれ約1割にも及ぶ中間貯蔵施設を設置したいとの国からの要請を受け、去る9月1日に環境・復興両大臣に対して、地権者への説明を認めることとしたものであります。

これを受け、国は9月29日から10月12日にかけて、県内外12会場において地権者説明会を開催したところであり、両町としても職員を参加させ議事を把握してきたところであります。

説明会の議事を精査した結果、様々な意見が出され地権者の十分な理解が進んでいるとは言えないと考えております。また両町の地権者のうち説明会に参加したのは複数回の参加者を含めて901名（大熊町600名、双葉町301名）と両町の地権者の半数に満たない状況であることと認識しております。

については、国の説明会開催案内文書において、後日別途訪問等により説明の機会を設けたいとしていることなどを踏まえ、両町としては国が多く地の権者に丁寧に説明し、理解が得られるようにすることが喫緊かつ最も重要であると考えていることから、以下のとおり申し入れますので、貴職におかれては、本申入れを真摯に受け止め対応されますようお願いいたします。

1. 地権者に丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること。
2. 説明会に出席されなかった地権者に対して、早急に説明を行うこと。